

柏原市市民部産業振興課及びにぎわい観光課後援名義使用承認に係る要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、柏原市（以下「市」という。）の後援名義の使用に係る市民部産業振興課及びにぎわい観光課で行う使用承認について、その承認基準及び条件、手続き等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において後援とは、市が、事業等の趣旨に賛同し、その開催を名義の使用をもって支援することをいう。

2 後援は当該事業の内容、運営その他一切について市が責任を負うものではなく、かつ金銭的支出、その他直接的な関与を伴うものではない。

(申請)

第3条 事業に対して市の後援名義の使用承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として事業実施日の1カ月前までに後援名義使用承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体等の定款、規約、会則等
- (4) 団体等の役員等が分かる書類
- (5) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前項に掲げる書類の一部を添える必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略させることができる。

3 前2項の規定による申請については、市長が別に定めるところにより、インターネットその他の電子情報処理組織を使用する方法（以下「電子手続」という。）により行うことができる。

(承認の所管)

第4条

後援名義の使用承認は、事業内容に応じて次の各号に掲げる課が所管するものとする。

- (1) 産業振興課

商工農林業の振興、企業活動の支援、創業支援、地域産業の活性化に関する事業、地産地消の推進や特産物に関する事業、その他産業振興に関する事業

- (2) にぎわい観光課

観光振興、国際交流に関する事業、その他地域活性化に関する事業

2 前項の所管が明確でない場合又は両課に関係する事業である場合は、関係課で協議のうえ所管課を決定するものとする。

(承認基準)

第5条

後援名義の使用承認は、次の各号に掲げる基準に適合する事業について行うものとする。

(1) 産業振興課

ア 本市の産業振興又は地域経済の活性化に寄与すると認められるものであること。

イ 広く市民又は事業者の参加が見込まれる公共性を有し、特定の市民又は事業者のみに対象を限定するなど、参加機会を制限するものでないこと。

ウ 参加者の安全性に十分な配慮がされていること。

(2) にぎわい観光課

ア 本市の観光振興、国際交流の発展、その他地域活性化に寄与すると認められるものであること。

イ 広く市民又は来訪者の参加が見込まれる公共性を有するものであること。

ウ 参加者の安全性に十分な配慮がされていること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業は承認しない。

ア 専ら商品又はサービスの販売、契約の締結その他営利行為のみを主たる目的とし、当該事業の内容が公益性を欠くと認められるもの。(ただし、これら営利行為のみを主たる目的とする事業であっても、事業主体もしくは参画する事業者が柏原市内に活動拠点を置く事業者が含まれており、入場料、出品料、参加料等が参加者に過度の負担とならない事業でかつ公益性があると認められればその限りではない。)

イ サークル、教室等の活動発表等を目的とするもの。

ウ 政治的若しくは宗教的な活動を目的とするもの又は政治団体若しくは宗教団体が支持しているもの。

エ 公序良俗に反するものその他社会的な非難を受けるおそれのあるもの。

オ 市の名誉をき損し、又は信用を失墜するもの。

カ 申請者である団体の代表者及び役員、並びに業務に従事する者が柏原市暴力団排除条例(平成25年12月20日 柏原市条例第27号)第2条第7号に規定する暴力団員又は同条第7号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

キ その他市長が不相当と認めるもの。

(承認)

第6条 市長は、前条の規定により後援名義の使用を承認したときは、その旨を後援名義使用承認通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 市長は審査の結果、後援名義の使用が不相当と判断したときは、申請者に対して理由を付して、後援名義使用不承認通知書(様式第3号)により通知するものとする。

3 前2項の規定による通知については、市長が別に定めるところにより、電子手続により行うことができる。

(承認の条件)

第7条 後援名義使用承認を受けた者又は団体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 後援名義を利用し、寄付、援助、参加等の強要等を行ってはならない。
- (2) 後援名義を印刷したすべての印刷物を提出すること。
- (3) 事業の実施によって生じた事故、災害、トラブル等については、すべて主催者の責任によって処理すること。
- (4) その他市長が特に必要と認めて指示する事項。

(事業実施報告)

第8条 後援名義の使用の承認を受けた者又は団体は、事業終了後すみやかに、後援名義使用承認事業実施報告書(様式第4号)を提出しなければならない。ただし、当該様式に定める各項目について記載のある文書により事業実施報告があった場合、当該報告書をもって代えることができる。

2 前項の規定による報告については、市長が別に定めるところにより、電子手続により行うことができる。

(承認の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により承認を受けたとき。
- (3) 市長の承認を受けずに事業等を中止し又は事業等の内容を変更したとき。
- (4) 市長の指示に従わなかったとき。
- (5) その他市長が不相当と認めたとき。

2 前項の規定により後援等名義使用の承認が取り消されたことによる損害

は、名義使用者が負うものとし、市はその責めを負わない。

(免責)

第10条 市は、後援名義を使用した事業によって生ずる損害について一切の責任を負わない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、市の後援名義の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月11日から実施する。